

いわき市農業委員会第19回総会議事録

1 開催日時

令和元年11月14日(木) 9時30分から11時30分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(33人)

(1) 農業委員(22人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(11人)

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
勝沼靖	農政振興係 主査
金成聡司	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
清水紀子	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者(2人)

- 6 鈴木義直
- 9 松本英人

5 会議の概要

事務局
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第 19 回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

台風 19 号、その後の豪雨災害から 1 か月が経過しました。

被災し、未だに避難されている方、また、多くの方の復旧が思うように進まないでおります。

改めて、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、台風で被害にあわれました鈴木義直農業委員、長瀬紘推進委員、鈴木康彦推進委員、その後の豪雨災害で被害にあわれました蛭田元起農業委員をはじめ、被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

市農業委員会といたしましては、今後、災害対応に最大限の対応を取って参りたいと考えております。

さて、本日の総会にあたり、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第 19 回総会議案書

○第 19 回総会議案書（追加）

○第 19 回総会議案説明書（議案第 6 号）

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

○【資料 1】第 18 回総会議案説明書の訂正について

○【資料 2】令和 2 年農作業労働賃金標準額（案）

○【資料 3】農地利用最適化活動に係る農業委員活動記録簿の記載について

○【資料 4】農業委員等の綱紀粛正について（通知）

○【資料 5】自然災害により被害を受けられた皆様へ（農業者年金関係）

○【資料 6】台風第 19 号等による農業被害への支援対策について

○【資料 7】農業委員会組織による「令和元年台風第 19 号等災害義援金」の募集について

○【資料 8】農業用施設の建設等に係る農地転用許可制度及び農業振興地域制度の実態調査の実施について

○【資料 9】農地法等の一部改正に伴う関係通知の整備について

以上、14 点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第 22 条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

事務局 (鈴木次長)	続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号 18 番、大竹公治委員よりお願い致します。
18 番 大竹委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文 4 行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 －憲章唱和－
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づきまして会長が招集しております。 それでは、議事に先立ちまして、草野庄一 会長より、ご挨拶申し上げます。
草野会長	いわき市農業委員会第 19 回総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 本日は、公私共にご多忙の中、ご参集いただき感謝申し上げます。 先ほど、鈴木次長も触れていましたとおり、委員の皆様の中にも台風 19 号及びその後の豪雨で被害にあわれた方がいるということで、私からもお見舞い申し上げます。 また、今年の稲刈りは非常に苦労したということで、倒伏した稲を刈りながらの農作業で機械を壊しながら、長期間に渡る作業となった方もおられると伺っております。 この間、市の農林水産部長にお会いした際、いわきでも概算で 50 億円以上の被害があるであろうということで、この額は、過去に農業ではない被害で 40 億円台があったとのことですので、農業だけでこの額というのは、本当に大きな被害であったと感じています。 現在は、その時以上の額になっていることが想定されます。 小川地区でも、ある農業者の自宅前にあったハウスが全壊してしまうという被害がありました。 現在の農業者の父親が私と同じ歳で、ちょうど 30 年前の平成元年、経営の祖父から譲られた頃に被害にあったということで、親子二代でこんな被害にあったと嘆いておりました。 さらにこの場所では、過去にも被害があったということで、現地での農業再開をどうするか、これから助成策を考えながら、営農再開に向けて水対策をどうするか、課題が残されたところです。 被害がなかった方々についても、明日、自分の身に起きるかもしれないという危機感をもって、災害に備えていかなければならないと感じています。

草野会長

11月28日に鈴木理県会長と全国農業委員会会長代表者集会がありまして、28 本県農業の発展に向けた要請、また、新たな食糧農業の基本計画策定に向けた要請ということで、これは、明日の県下農業委員会大会でお話があるかと思いますが、その内容を国に要請をして参ります。

また、本県出身の国会議員の方々に意見交換ということで、いわきの実情、福島県の実情を訴える機会があるかと思しますので、事情を分かっていたいただける行動をしたいと思います。

それから、木田テイ子委員が、福島県女性農業委員会協議会の通常総会におきまして、副会長に選出されました。

会長は、油井妙子さんという福島市の農業委員の方で、副会長は二人おり、そのおひとりに木田テイ子委員が選出されたとのことで本当におめでとうございます。

今後の活躍をご期待したいと思います。

さて、本日の総会は、議事と致しまして、定例となります「農地法に係る許可申請等」について、協議事項と致しまして、「令和2年農作業労働賃金標準額」について、ご審議いただきますとともに、その他と致しまして、いくつかの事項の説明を受けることとなりますことから、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。まして、あいさつと致します。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となりまして進めさせていただきます。

会長、よろしくお願い致します。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、議席番号6番、鈴木義直委員、議席番号9番、松本英人委員でございます。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第19回総会を開会致します。

議 長 (草野会長)	次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議長が指名致します。 議席番号 14 番 蛭田 秀史 委員 16 番 木幡 仁一 委員 以上 2 名にお願い致します。 また、書記は事務局にお願い致します。 なお、議事録については、平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	ー総会議案書 2 ページにより会務報告ー
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	はじめに、10 月 21 日に開催されました、第 18 回総会の案件について、議案第 4 号「いわき市農用地利用集積計画について」において訂正が 3 件ございました。 詳細につきましては、別添の資料 No. 1 をご確認ください。 次に、第 19 回総会の案件について、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」において訂正が 3 件、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」において訂正が 1 件ございました。 詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。 また、令和元年 11 月 1 日施行の農地法等の一部改正に伴いまして、追案が 1 件ございます。 私からの説明は以上です。

議 長
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、農地法等の一部改正が令和元年 11 月 1 日施行であることから、「いわき市農業委員会事務局規程の改正について」の追案について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

総会議案書（追加）をお開き願います。

－議案第 7 号、追加議案を朗読、審議事項を説明－
次のページをお開き願います。

併せて、資料 9 もご確認願います。

いわき市農業委員会事務局規程の一部を次のように改定いたします。

いわき市農業委員会事務局規程第 10 条第 1 項第 7 号中、第 7 号を第 8 号に、第 6 号を第 7 号に改めるものでございます。

本議案につきましては、令和元年 11 月 1 日施行の農地法の一部改正に伴い、いわき市農業委員会事務局規程の事務局長の専決事項について定めた、市農業委員会事務局規程第 10 条第 1 項について、所要の改定を行うものであります。

なお、これに伴いまして、本日お渡ししている議案書にも、訂正が発生しているところでございます。

次に、総会議案書の訂正を説明させていただきます。

総会議案書の 1 ページを、お開き願います。

次第の 6 番、報告第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規程による農地転用届出について」の第 7 号を第 8 号に訂正願います。

次に、報告第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規程による農地転用届出について」の第 6 号を第 7 号に訂正願います。

以下、本日お配りしております、議案書及び議案説明書についても、同様の訂正が発生しております。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局から、議案第 7 号にあたる、追加議案について説明がありました。

委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	—異議無しとの声有り—
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 7 号、いわき市農業委員会事務局規程の改正については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可処分 of 取消願について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 3 ページをお開き願います。 —議案第 1 号を朗読、審議事項を説明— 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書 2 ページをお開き願います。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願についてご説明致します。 議案説明書 3 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 1 番、申請地は、小名浜外 1 筆、地目は田及び畑、面積は田 314 m²、畑 73 m²、計 387 m²でございます。 本案件は平成31年 3 月26日付で農地法第 3 条許可が下りていますが、許可時の譲渡人の住所に誤りがあったことから、許可の取消し願いが提出されたものです。 議案第 2 号でご説明致しますが、今月の許可申請で申請者から売買による所有権の移転の農地法第 3 条許可申請が提出されております。 以上 1 件、農地法第 3 条の規定による許可処分の取消し願いは、田314m²、畑73m²、合計387m²です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (石島主任)	番号 1 番につきまして、現地を調査いたしました。特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。

議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。
	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可処分取消願いについては、原案のとおり可決致します。
	次に、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案第 2 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明致します。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 1 番、申請地は、小名浜外 1 筆、地目は田及び畑、面積は田 314 m ² 、畑 73 m ² 、計 387 m ² でございます。 権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。 続きまして、2 番、申請地は、勿来町、地目は畑、面積は 472 m ² でございます。 権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。 外 1 件、3 番までは贈与による所有権の移転でございます。 今月の 3 条申請面積は、田 529 m ² 、畑 545 m ² 、合計 1,074 m ² となります。 番号 1 番から 3 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。

議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
3 番 蛭田委員	議席番号 3 番、蛭田元起です。 番号 1 番につきまして、現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて事務局よりお願い致します。
事務局 (石島主任)	番号 2 番、3 番につきまして、贈与による所有権移転のため、事務局のみで現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 5 ページをお開き願います。 －議案第 3 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書 6 ページをお開き願います。 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明致します。

事務局
(稲葉主事)

説明に入る前に資料の訂正が3点ございます。

議案説明書7ページをお開き願います。

番号4番、申請者の譲渡人について、訂正を1件お願いします。

番号5番、申請者の譲渡人の住所及び氏名について、訂正を1件お願いします。

番号6番、申請者の譲渡人について、訂正を1件お願いします。

訂正は、以上3件でございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書も併せてご覧ください。

番号1番、申請地は小名浜、登記地目は畑、転用面積は448 m²です。

権利の移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は分家住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、両親の生活支援及び農業の維持、継続の為、実家から近隣地である申請地に住宅を建築する案件であることから、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は、小川町、登記地目は畑、転用面積は707 m²です、

権利の移動事由は所有権の移転、転用目的は駐車場及び物置です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は申請地の北側に住んでいますが、このたび、父母を同居させることとなったため、新たに駐車場及び物置が必要となりました。しかし、既存宅地内にこれらの敷地を確保することが困難であることから、申請地に設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は好間町、登記地目は田、現況は畑、転用面積は1,074 m²です。

権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人の法人は申請地の隣地にて幼稚園を経営しております。

現在の駐車場は手狭な状態であり送迎時等の事故防止の為、当該地に駐車場を確保する案件であることから、事業実施は確実です。

番号4番と番号6番は、関連がありますので関連事項については一括で説明させていただきます。

番号4番、申請地は田人町、登記地目は畑、転用面積は0.375 m²です。

権利の移動事由は使用貸借権の設定、転用目的は排水桝の設置です。

番号6番、申請地は田人町、登記地目は畑、転用面積は197 m²で

事務局
(稲葉主事)

す。

権利の移動事由は使用貸借権の設定、転用目的は排水管設置工事用地（一時転用）です。

番号4番及び番号6番の関連事項を説明させていただきます。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は隣接地に自己住宅を建築する予定ですが、既設排水路がない為、当該地に排水管及び柵を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号4番と番号6番について補足説明を致します。

番号4番及び6番については、申請地に排水管及び排水柵の設置を行う関連事業になります。

番号4番については、排水柵が恒久的に地上にあり耕作に影響がある事から、農地転用許可の申請となり、番号6番については、排水管を農地に埋設致しますが、設置後の営農に支障が出ないことから、排水管の埋設は許可を要せず、排水管埋設に伴う工事用地を工事期間のみ一時転用する案件になります。

番号5番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は 1,439 m²です。

権利の移動事由は、賃借権の設定、転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は、諸般の事情から、申請地を休耕田としていました。他に畑を耕作する者も見つからず、畑が荒廃して周囲に迷惑をかける可能性があることから、それを防止するため、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

なお、番号7番につきましては、工事用仮設用地での一時転用になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上、7件、面積は、田 2,513 m²、畑 1,503.875 m²、合計 4,016.875 m²です。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

4 番
遠藤委員

議席番号4番、遠藤重和です。

番号1番から6番の事案につきまして、現地を調査した結果、番号3番の事案について、現況が農地として見れる状態ではありませんでした。

当該事案については、耕起するなど、農地に復元しなければ許可を出すべきではないと考えます。

4 番 遠藤委員	その他の案件については、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (稲葉主事)	番号 7 番の事案につきまして、一時転用案件の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 6 ページをお開き願います。 【議案第 4 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 9 ページをお開き願います。 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明致します。 議案説明書 10 ページをお開き願います。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書も併せてご覧ください。 番号 1 番及び 2 番について、同一の申請者であり、内容も関連がありますので一括で説明させていただきます。

事務局 (府川主査)	事業計画変更地内の農地は、番号 1 番は、平、登記地目は田、転用面積は 126 m²です。 番号 2 番は、小川町、登記地目は田、転用面積は 75 m²です。 転用目的は常磐自動車道 4 車線化工事に伴う工事用作業用地の一時転用です。 本申請地は農地法第 5 条許可を受けている土地で、許可年月日は平成 30 年 4 月 26 日です。 変更項目は事業の操業期間です。 変更前の期間は、平成 30 年 4 月 26 日から平成 31 年 10 月 31 日まで、変更後の期間は、平成 30 年 4 月 26 日から令和 2 年 2 月 29 日までです。 変更事由は、常磐自動車道 4 車線化工事を実施するにあたり、番号 1 番につきましては工事車両待避所、番号 2 番につきましては、工事車両駐車場として一時転用の許可をしておりました。 しかし、常磐自動車道 4 車線化工事の工期が令和 2 年 2 月 20 日までに変更されたことから、これにあわせて一時転用期間を変更するものです。 転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 4 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (府川主査)	番号 1 番及び番号 2 番の事案につきまして、一時転用案件の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 4 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 5 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 7 ページをお開き願います。 －議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書 11 ページをお開き願います。 議案第 5 号、現況確認証明願いについてでございます。 次の 12 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 それでは、説明させていただきます。 番号 1 番、申請地は小川町、公簿地目は田、現況地目は原野でございます。 面積は 2,502 ㎡でございます。 非農地化した経過につきましては、申請地は、平成 9 年まで田として耕作してきましたが、耕作者の高齢化と人手不足から耕作を放棄しました。 結果、平成 12 年頃から原野化し現在に至っております。 番号 2 番、申請地は勿来町、公簿地目は畑、現況地目は山林でございます。 面積は、490 ㎡でございます。 非農地化した経過につきましては、申請地は、平成 17 年に申請者の夫が死亡し相続により権利を取得しましたが、自身に耕作能力がなく、耕作を放棄した結果、山林化し現在に至っております。 以上 2 件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いします。
21 番 和田委員	議席番号 21 番の和田正人です。 番号 1 番及び番号 2 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありません。

21 番 和田委員	報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様からのご意見、ご質問等はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 5 号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 8 ページをお開き願います。 【議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	別紙の議案第 6 号の議案説明書をお開き願います。 また、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案についての説明資料も併せてご覧ください。 それでは、説明致します。 番号 1 番、土地の所在は、平、登記地目は畑、面積は 246 m²です。 土地の利用状況は、隣接する土地所有者の宅地と、当該農地の一部にまたがって太陽光発電設備が設置されているものです。 当該農地の周辺は市街化されておらず、一団の農地面積が 10ha を超えることから第一種農地該当し、仮に転用許可申請がされても許可できない案件となります。 以上 1 件であります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 6 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

3 番 蛭田委員	議席番号 3 番、蛭田元起です。 番号 1 番の事案について、現地を調査した結果、議案説明書のとおりでありました。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の事務局からの説明及び委員からの報告について、委員の皆様からのご意見、ご質問等はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 6 号、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案について、今後、是正措置等を行うこととなります。 これらの措置については、会長一任とさせていただきますよろしいでしょうか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 6 号、農地法第 51 条第 1 項に該当する事案については、会長一任とし、今後の総会において、随時進捗状況を報告いたします。 次に、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 9 ページをお開き願います。 －報告第 1 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (清水主査)	議案説明書の 13 ページをお開き願います。 農地法第 3 条届出について、説明致します。 訂正が 1 件ございます。番号 4 番の「権利を取得した日」について、記載誤りがございました。 正しくは、平成 29 年 5 月 24 日になりますので、訂正願います。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は 5,763 m²、畑、面積は 4.39 m²、権利を取得した日は平成 17 年 11 月 3 日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は令和元年 9 月 30 日でございます。外 21 件ございました。

事務局 (清水主査)	議案説明書 18 ページをお開き願います。 権利取得面積は田 82,560 m²、畑 23,855.46 m²、合計 106,415.46 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の 10 ページをお開き願います。 －報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (清水主査)	議案説明書の 19 ページをお開き願います。 農地法第 4 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は錦町、登記地目は田、面積は 991 m²、転用目的は太陽光発電設備敷地、都市計画法上の区分は工業専用地域、工事着工年月日は令和元年 11 月 10 日、受理年月日は令和元年 10 月 7 日でございます。外 3 件ございました。 転用面積は田 5,547 m²、畑 0 m²、合計 5,547 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の 11 ページをお開き願います。 －報告第 3 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (清水主査)	議案説明書の 21 ページをお開き願います。 農地法第 5 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は四倉町、登記地目は畑、面積は 412 m²、転用目的は重機駐車場及び資材置き場、都市計画法上の区分は第一種中高層住居専用地域、工事着工年月日は令和元年 11 月 1 日、受理

事務局 (清水主査)	年月日は令和元年10月7日でございます。外14件ございました。 議案説明書25ページをお開き願います。 転用面積は田2,393㎡、畑3,923㎡、合計6,316㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の12ページをお開き願います。 【報告第4号を朗読し、報告事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書26ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 次の27ページをお開きください。 1番、申請地は、勿来町、地目は田、面積は計991㎡でございます。 土地の引渡し時期は令和元年10月1日でございます。 外28件、今月の農地法18条第6項の規定による合意解約の通知は、田83,006.96㎡、畑3,664㎡、合計面積は86,670.96㎡でございます。 以上、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の13ページをお開き願います。 ー報告第5号を朗読し、専決事項を説明ー 議案説明書の32ページ、33ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、報告致します。 10月は4件の証明願があり、全て相続税の納税猶予の案件でございます。 合計面積は、田11,834㎡、畑6,930㎡、合計18,764㎡になります。

事務局 (野木係長)	審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 以上で、本日の議事は全て終了致しました。 続きまして、これより、休憩と致します、只今 10 時 45 分です。 10 分間休憩とし、再開は 10 時 55 分からと致しますので、よろしくお願い致します。 —10 分間休憩—
議 長 (草野会長)	全員お揃いですので、再開致します。 これより、協議事項に移ります。 令和 2 年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。
事務局 (勝沼主査)	説明致します。 資料 2、令和 2 年農作業労働賃金標準額（案）をご覧ください。 これまで、5 回の協議において、トラクター取付の草刈機による作業代金の新設を中心に様々なご意見をいただきました。 新設については見送りとなりましたが、今後も状況などを見極め、引き続き検討することとなりました。 また、既存の項目等については、特段変更を要しないということでありました。 以上を踏まえ、標準額（案）を作成したものであります。 なお、資料右側の備考にあります福島県最低賃金は、令和元年 10 月 1 日改定があり 798 円となっております。 今回の協議については、こちらの標準額（案）についてご意見をいただくものであります。 なお、今後については、連名となっております、福島さくら農業協同組合いわき地区本部に当標準額について承認をいただき、12 月の総会に議案として上程することを予定しておりますので、円滑な協議をお願いいたします。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から説明がありました。 備考の 2 番の金額が訂正された以外は、変わっていないというこ

議 長 (草野会長)	とでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。
	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見ございませんので、お諮りいたします。 以後は、この標準額（案）で進めさせていただいてよろしいでしょうか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議なしと認め、今後、この資料のとおり進めることといたします。 協議事項は以上となります。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	【資料３】農地利用最適化活動に係る農業委員活動記録簿の記載について ➡説明した。 【資料４】農業委員等の綱紀粛正について（通知） ➡周知した。 【資料５】自然災害により被害を受けられた皆様へ（農業者年金関係） ➡周知した。 【資料６】台風第 19 号等による農業被害への支援対策について ➡周知した。 【資料７】農業委員会組織による「令和元年台風第 19 号等災害義援金」の募集について ➡依頼した。 【資料８】農業用施設の建設等に係る農地転用許可制度及び農業振興地域制度の実態調査の実施について ➡周知した。

議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 只今の事務局の説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。 特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第 19 回総会を閉会致します。
---------------	---